

# 安全運転

2024  
**5**  
No. 617

発行所・発行人 岡山県安全運転管理者協議会連合会  
岡山県運行管理者協議会連合会

〒700-8512 岡山市北区内山下2-4-6  
TEL.(086)234-0110  
定価1部75円(但し、会員の購読料は、会費に含めて徴収)

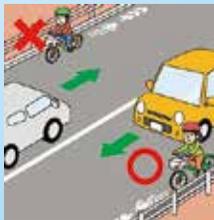
## 自転車月間

令和6年5月1日(水)~31日(金)

### 自転車の安全利用について

#### 「自転車安全利用五則」

①車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



②交差点では信号と一時停止を守って、  
安全確認



③夜間はライトを点灯



④飲酒運転は禁止



⑤ヘルメットを着用



### なぜ着用しない?

### シートベルト!

カチッ!  
令和5年度中の四輪乗車中の事故死者は、20人。  
そのうち、**7人(35.0%)**の方が、  
シートベルトを着用していませんでした。  
令和5年中全交通事故死者数 49人(前年-25人)

### メール配信サービス登録のお願い。

機関紙「安全運転」、最新の交通安全情報、講習会の情報などをメールで配信するサービスを令和6年度中に開始の予定です。右記のQRコード、下記の(URL)から必要情報のご登録をお願いします。



ID : anzenunten  
パスワード : driver

登録用URL <https://okym-ankan-unkan.gr.jp/regist/>

令和6年度

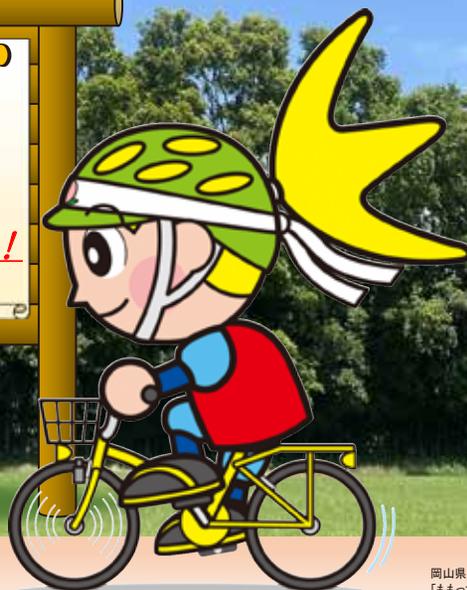
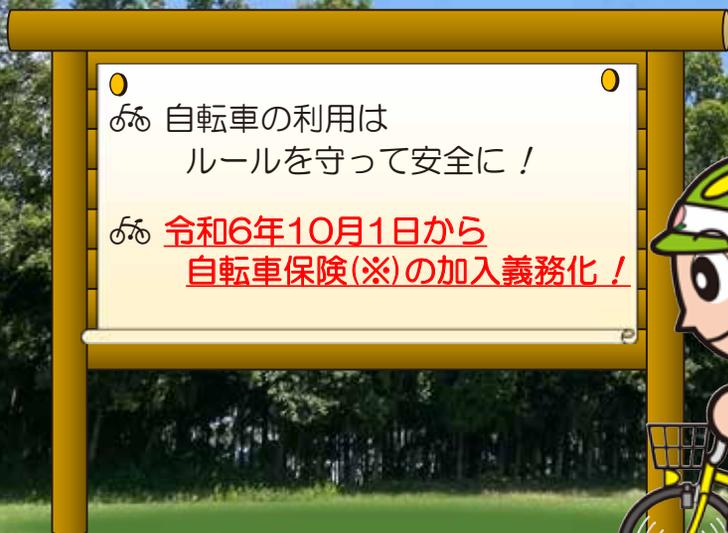
「安管・運管」交通安全スローガン

**「気を抜くな ハンドル持つ手は 帰るまで」**

【一般用】

# 岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されました。

(岡山県自転車条例) 令和6年3月22日施行



岡山県マスコット「ももっち」

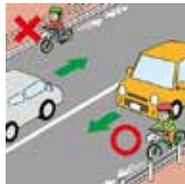
(※)自転車保険(自転車損害賠償責任保険等)～自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいいます。

## 自転車の安全利用

○ 自転車は「車両」です。車両の運転者として責任を自覚し、交通ルールをしっかり守りましょう。

### 【自転車安全利用五則】

1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と一時停止  
を守って、安全確認



3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用



岡山県マスコット「ももっち・うらっち」

○ 自転車の点検整備に努めましょう。

## 令和6年10月1日スタート!

### 自転車保険への加入義務化

自転車利用者が加害者となる交通事故で、相手を死亡させたり重大なケガを負わせたことにより、裁判で1億円近い賠償を命じられるなどの高額賠償事例が多数出ています。

万が一の加害事故に備えて、自転車利用者(未成年の場合は保護者)・自転車を事業に用いる事業者・自転車貸付事業者の方は、自転車保険への加入が必要です。

自転車保険



岡山県マスコット「うらっち」

※ 岡山市では、令和3年4月に「岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための条例」が施行されており、同条例により、自転車利用者等の自転車保険への加入義務等が定められています。同条例中に、岡山県自転車条例で定める規定に相当する規定がある場合は、岡山市では、岡山県自転車条例の規定は適用されません。

## 自転車保険について

令和6年10月1日から加入が義務化！

### 自転車保険の種類は？

#### 【一般の自転車利用者向け】

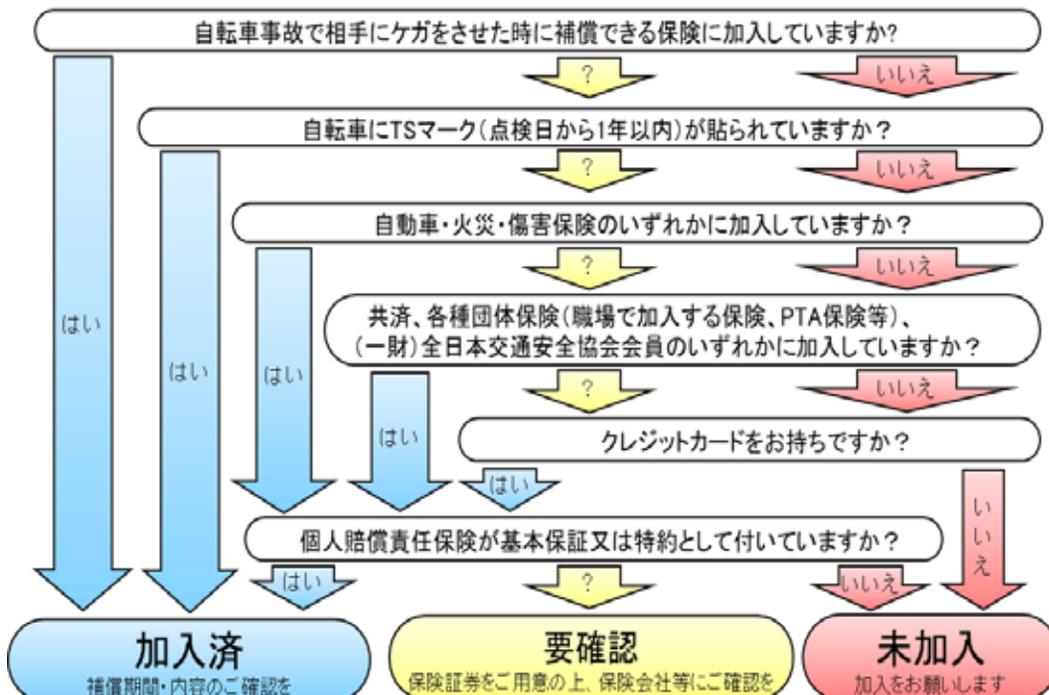
- 自転車向けの保険（共済）
- 自動車・火災・傷害保険（共済）等に付帯する個人賠償責任補償特約等
- クレジットカードに付帯する個人賠償責任補償
- 会社等の団体構成員向けの保険や、PTA・学校が窓口となる保険
- 自転車の車両に付帯したTSMマーク保険（点検基準日から1年間） 等

#### 【自転車を事業に用いる事業者・自転車貸付事業者向け】

- 施設賠償責任保険  
【注意】自転車貸付事業者の場合、借受人の不注意等による事故も補償対象となるよう保険会社等と相談して加入する必要があります。
- 自転車の車両に付帯したTSMマーク保険（点検基準日から1年間） 等

### 自転車保険への加入をチェックしてみましょう

- 新たに自転車保険への加入手続きをする前に、すでに加入している保険の内容を確認してみましょう。自転車の加害事故に対応しているかもしれません。
- すでに加入している保険が自転車の加害事故を補償の対象としているかどうかかわからない場合には、保険証券を用意してご契約の保険会社等にお問い合わせください。



# 贖いの日々

## 償い

S・E トラック運転手(40代)

「償い」、それは私にとって、とても重い言葉です。

それは、ある年の七月のことです。その日のことは今でも鮮明に覚えています。そして、私には一生忘れることの許されない出来事となりました。

その日私はいつものように配送の仕事をするため会社に出動しました。そして担当車両の運行前点検を行い、アルコールチェックと点呼を受けました。

昨夜はうまく睡眠がとれず、少し寝不足を感じていましたが「これくらいなら」という甘い気持ちと「自分だけは大丈夫」という何の根拠もない過信を持って、会社を出発しました。

当日は、最初に県内で荷物の積み込みを行い、これを県外へ運ぶという運行でした。

積み込みを終え、荷下ろし先の県外へ向かいましたが、ここへの到着はいつも約束時間のギリギリで、この日もそうでした。

寝不足のため眠気を感じていたの

で、いくつかのサービスエリアに立ち寄り、コーヒーを飲んで眠気を覚まそうとしましたが、時間がないため十分な休息はとれず無理な運転を続けていました。

すると一瞬意識を無くし、ふと気付くと、目の前に渋滞のため停車している車がありました。

慌てて急ブレーキを掛けましたが、間に合いませんでした。

後日分かったことですが、この時私がブレーキだと思つて踏んだのはアクセルペダルでした。

私はその場で逮捕され警察署で事情聴取を受けましたが、その最中に被害者の方が亡くなられたと聞かされました。

私は「人を殺してしまつた」という罪悪感で、他に何も考える事ができませんでした。

私は1人の尊い命を奪い、4人の方に怪我を負わせてしまつたのです。「人殺し、息子を返せ」

裁判所で御遺族に言われた言葉は今でも耳から離れません。私は、ただ、ただ頭を下げることしかできません

せんでした。

判決では過失運転致死罪で、禁固3年の刑を言い渡されました。

その時の私の心境は「たった3年?」、「短か過ぎるのでは?」というものでした。

私は現在市原刑務所で反省の日々を過ごし、色んなことを学んでいますが、その中で自分の弱さや欠点を知ることができました。

また、団体生活を送る中で他の人の気持ちを少しずつ理解できるようになりました。

そしてこれまで「法律」とは人を縛るだけのものと思つていましたが、「法律」を守ることは自分を守るだけでなく、家族や自分の周囲の人を守り、自由に生活する上で必要なものであることが分かりました。

また、市原刑務所での教育プログラムを受ける中で、事件により「被害者の生活がどのように変わるのか」、「残された御遺族がどのような辛い思いをしているのか」について学ぶことができました。

今までの私は、自分のことばかりを考え、謝罪や償いの気持ちが足りませんでした。

しかし、これからは真剣に考え、自分が犯した罪と向き合いながら一生背負って行かなければなりません。重大事件を起こした私が言うのも可笑しいことですが、私の失敗は特

別のものではなく、少しの油断や気持ちの緩みから、誰もが犯す虞のある事件です。

事件を起こしてから、いくら悔やんでも遅いのです。

誰にも体調の悪い日はありません。そんな時には勇気を持って休んでください。

会社にとつてもその方が結果的にはありがたいのです。

私の起こした事件や経験が生きた教訓として、少しでもお役に立てば幸いです。

ハンドルを握ることは、人の命を左右することでもあります。運転にはそれほど重い責任があるのです。私のような事件を起こす人が無くなることを心より祈っております。



つぐないの碑  
あやまちを反省し  
社会人として立直ることを誓います  
(市原刑務所内に設置)

(注) 一般財団法人

東京都交通安全協会発行

「贖いの日々」

— 交通事故の悲劇を繰り

返さないために— から転載

# 安全アロイ

**「自転車の安全利用」**

自転車は車道を走るのが原則です!

二人乗りはいけません!!

ライトを点けましょう!!!

自転車も立派な車両! ルールを守って正しく利用しよう

## 危険予知訓練を実施しよう

交通場面のイラストに基づいて、いくつかの危険を指摘してみましょう。

### 信号機の設置された十字路交差点を右折します。



★状況

- ・ 住宅街に差し掛かる交差点です。
- ・ いつも通る場所なので交通環境や道路事情に慣れています。

Q1 どのような危険がありますか?

Q2 どのようなことに注意して運転をしますか?

※解答は7ページに掲載します。

## 安全運転・運行管理者選任事業所の交通事故 令和6年3月末日現在

区 分		人身事故件数	死 者	傷 者			
				重 傷	軽 傷	計	
安管事故	令和6年	83( 7.0)	0( 0.0)	7( 4.9)	81( 6.8)	88( 6.6)	
	令和5年	76( 6.6)	1( 9.1)	11( 6.9)	73( 6.3)	84( 6.4)	
	増減	数	7	-1	-4	8	4
		率	9.2		-36.4	11.0	4.8
運管事故	令和6年	31( 2.6)	0( 0.0)	4( 2.8)	29( 2.4)	33( 2.5)	
	令和5年	32( 2.8)	1( 9.1)	5( 3.1)	28( 2.4)	33( 2.5)	
	増減	数	-1	-1	-1	1	0
		率	-3.1		-20.0	3.6	0.0
県下の全事故	令和6年	1,193	10	142	1,198	1,340	
	令和5年	1,158	11	160	1,151	1,311	
	増減	数	35	-1	-18	47	29
		率	3.0	-9.1	-11.3	4.1	2.2

お詫びと訂正。 令和5年中の年間集計に入力ミスがありました。安管人身事故件数を290件としていましたが、289件に訂正いたします。

# 新事故の心理・安全の心理

## 自転車利用者のヘルメット着用問題 改正道路交通法による努力義務化について

NPO法人 安全と安心 心のまなびば 代表  
川崎医療福祉大学 名誉教授  
主幹総合交通心理士 健康心理士

金光義弘

### はじめに

日ごろから話題になっている自転車利用者のヘルメット着用は、昨年の4月1日から改正道路交通法施行によって、年齢や性別を問わず、自転車に乗る子どもから高齢者まで全ての者に対して努力義務化されています。

読者の中に自転車通勤される方、家族に自転車通学や自転車で買い物などに行かれる方がおられる場合など、既にヘルメットを着用されていることと思いがいかでしょうか。

以前から、自転車に乗る人はヘルメットをかぶるように促されていますが、努力義務と聞いて戸惑いを感じておられるかもしれません。

これを機にもう少し詳しく、改正道路交通法の内容や自転車利用による事故等に目を向けると、いくつかの疑問や教訓に気がつきます。

### 改正道路交通法と自転車ヘルメット

まず「改正道路交通法 第63条の11」には、自転車利用者のヘルメット着用に関して次のように定められています。

第1項に「自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない」

第2項に「自転車の運転者が、他人を当該自転車で乗車させるときは、その者に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない」

第3項に「児童又は幼児を保護する責任のある者が、児童又は幼児が自転車を運転するときは、その者たちに乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない」と記されています。

こうした背景には、自転車事故で死亡した人の6割以上が、頭部に致命傷を負っているという無視できない事実があります(図1)。

加えてヘルメットの着用状況による致死率を見ると、着用していない場合は着用している場合の約2.7倍と高くなっていることがわかっていきます(図2)。

これらのエビデンスは、令和元年から令和5年中までの東京都内における自転車事故分析の結果ですが、他県や警察庁の調査でもほぼ同様の

結果が得られており、結局は「自転車利用者のヘルメット着用は、事故の際に人間の頭部を保護し、命を守るための必須条件である」ことになるわけです。

### 車の後部座席ベルト着用義務との類似点

一般的に法律は道路交通法がそうであるように、決められた規則を守ることを定め、守らない違反者に対してはペナルティーを科すことになっていきます。スピード違反、駐車違反しかりです。

規則に違反すると事故や事件のリスクが高まり、自分や他人を傷つける社会に迷惑をかける恐れがあるからです。

ところが自転車利用者のヘルメット着用が、全年齢で努力義務とする改正道交法施行から1年経った現在、岡山県警が行った県内での独自調査によると、着用率は11.3%で、昨年7月の調査時の7.4%よりもわずかに上昇したものの、全国平均の13.5%よりも低かったそうです。

そして記事のコメント欄には、「まだまだ周知と実行にはほど遠く、啓発活動を展開しなければならぬ」と述べられています(山陽新聞2024年4月1日)。

ではヘルメットを着用する努力を怠る者を直ちに罰するのではなく、なぜ曖昧な「努力義務」としたのかという疑問が浮かびます。それについては車のシートベルト着用のケースに似た経過を辿っているように感じます。

ご存知のように、シートベルトの

着用は後部座席も含めて全席装着が義務になっています。したがって、一般道路、高速道路に関わらず、運転中にシートベルトを着用していない場合、「座席ベルト着用義務違反」で罰せられるはずですが。

ところが、後部座席のシートベルト着用義務は高速道路のみと勘違いしている人がいるのか、一般道路での後部座席ベルト装着を怠る人が多いいのです。

道交法違反であることは知りつつも、おそらく行政処分の違反点数1点が付されるのが、高速道路のみになっているからではないかと思われるます。

つまり、道交法上は「後部座席ベルト着用義務違反」であっても、行政処分(罰)の有無が高速道路と一般道路とで異なる点が義務の遂行に反映し、一般道路での後部座席のシートベルト装着率が伸び悩んでいる要因ではないでしょうか。

人間は「安きに流れる習性」があり、事の重大さよりも罪の軽さを選ぶことが「努力義務」の解釈に反映している点の再考が必要だと思えます。

### 努力義務には罰則はない?

現行の道路交通法によって定められている自転車利用者のヘルメット着用は、努力義務であるため罰則に強制力や拘束力はなく、あくまでもその人の努力に委ねられています。

「努力義務」である限り、原則その違反者(努力義務を怠った者)に対して厳重注意はなされても、罰則や罰金が科されることはありません。だから

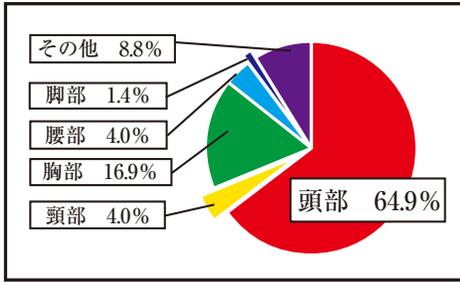


図1 自転車乗用中死者の損傷部位比較  
(令和元年～令和5年中) 東京都調べ  
(自転車事故で死亡した人の64.9%が頭部に致命傷を負っている)

とって、自分の身の安全を守るためのシートベルトやヘルメットを、着用しなくてよいわけではないはず。実際に後部座席に座る多くの人が、正しくシートベルトを着用して、安全と安心が確保されるようになるにつれ、違反者に対して罰則が科されても大きな混乱は生じていないのです。また昨年10月に、我々のNPO法人が開催した「交通大学」で登壇された愛媛県の渡邊講師が、10年前に自転車の全利用者にヘルメット着用をの原条例を施行したところ、着用率は約6割になつていると話されて驚きました。

こうした事例を教訓として、我々が自転車利用者のヘルメット着用によって安全と安心の大切さを実感し、乗車用ヘルメット着用の機運を高めて行けば、必ずや我が国の健全な自転車利用社会が実現すると信じています。以前スイスを訪問した際に、チューリッヒ

### ご存知ですか？SGマーク



SGマーク(一般財団法人製品安全協会 日本)  
その他

JCF公認マーク・JCF推奨マーク(日本自転車競技連盟 日本)  
JISマーク(日本)

参考図 自転車利用者推奨ヘルメット  
ヘルメットの安全性や適切利用を認証する公認マークを  
参考にしてください

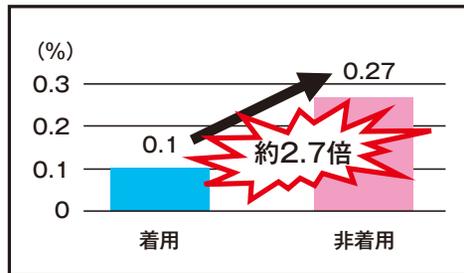


図2 ヘルメット着用状況別の致死率  
(令和元年～令和5年中) 東京都調べ  
(ヘルメット非着用者の致死率は着用者の約2.7倍に及ぶ)

の老若男女の市民がヘルメットを被つて、街中の車道を颯爽と走り抜ける光景を思い出しています。

## 危険予知訓練を実施しよう (解答)

信号機の設置された十字路交差点を右折します。



- Q1 どのような危険がありますか？  
解答 ・対向してくるトラックの後方が死角となり、二輪車・自動車が、直進してくることに気がつかない。  
・右折した先に横断する歩行者や自転車の発見が遅れる。
- Q2 どのようなことに注意して運転をしますか？  
解答 ・ゆっくりとトラックが対向する場合においても、トラックの直前を横切することは、絶対にしない。  
・トラックが交差点を通過した直後、直ぐに右折を開始しない。  
・トラックが交差点を通過後、さらに対向車がいなく右折する先に歩行者や自転車などいないかよく確認をする。

この場面では、基本は、対向するトラックが交差点を通過するのを待つて右折しましょう。  
トラックの後方には、確認できない部分(死角)があります。直ぐに右折するのではなく、十分な周囲の安全を確認してから、右折を開始しましょう。また、右折した先に横断歩道があります。歩行者などがいないことを十分確認して通過しましょう。

いつも、かもしれない運転に徹し、安全確認は十分に行いましょう。

「ポイント」

5ページに掲載した危険予知訓練の解答は次のとおりです。

# 第31回「無事故・無違反チャレンジ200日」実施結果

令和5年6月15日から12月31日までの200日間、無事故無違反を目指して行われた「無事故・無違反チャレンジ200日」の実施結果は次のとおりです。

## 無事故・無違反の達成状況

○チーム別	5,517チーム中	4,053チーム	達成率73.46%
内 安 管	4,377チーム中	3,230チーム	達成率73.79%
		前回達成率	75.23% <b>-1.44ポイント</b>
内 運 管	564チーム中	413チーム	達成率73.23%
		前回達成率	74.21% <b>-0.98ポイント</b>
※安管は、参加チームの減少に対し、達成率も減少しました。 運管は、参加チームの減少に対し、達成率も減少しました。			
○個人別	55,170人中	53,415人	達成率96.82%

～達成チームの皆さん おめでとうございます。～

## 交通違反の内訳

- 違反件数 1,690件  
速度超過が443件で(26.2%)と最も多く、通行禁止違反、指定場所一時不停止、信号無視、歩行者妨害及び携帯電話使用等が上位を占めました。
- 副賞の抽選結果  
抽選結果は、岡山県・岡山県くらし安全安心課のホームページに掲載しています。

無事故・無違反チャレンジ200日実行委員会  
岡山県安全運転管理者協議会連合会 岡山県運行管理者協議会連合会



## ◆令和6年度「全国安全週間」を7月に実施◆

実施期間	令和6年7月1日(月)から7日(日)まで
準備期間	令和6年6月1日(土)から30日(日)まで
国民安全の日	令和6年7月1日(月)
スローガン	危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全
対策実施項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○陸上貨物運送事業における労働災害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷台等から墜落・転落防止対策、保護帽の着用</li> <li>・荷主等の管理施設におけるプラットホームの整備、床の凸凹の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく処置の推進</li> <li>・積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施</li> <li>・歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施</li> <li>・トラックの逸走防止措置の実施</li> <li>・トラック後退時の後方確認、立入制限の実施</li> </ul> </li> <li>○交通労働災害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施</li> <li>・飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施</li> <li>・災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発</li> <li>・飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施</li> </ul> </li> </ul>
主 唱 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働省</li> <li>○中央労働災害防止協会</li> </ul>